

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 0時45分 令和6年6月19日(水) 至 午後 3時16分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 弘永委員長 大田委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 緊急自動車等の申請手続きのオンライン化による業務の集約

交通部長から、

パトカーや消防車などの、緊急自動車等に係る申請業務について、これまで警察署を窓口として、事務手続きを行っていたところ、やまぐち電子申請サービスを利用しオンライン申請を可能とすることで、警察署を経由することなく、窓口を警察本部に集約する。これにより、申請者の利便性向上と警察署窓口業務の負担軽減を図るもの。

(1) 運用開始日

令和6年8月1日

(2) 申請要領（現行の申請手続き）

申請者は、申請書類を警察署の窓口へ提出し、警察署から警察本部へ送付、その後、警察本部で作成した受理書を、申請者へ警察署を経由で交付する。申請者は受理書を運輸支局等で示すことにより、自動車検査証を取得する。

自動車検査証の取得後、申請者は警察署の窓口へ写しを提出し、警察本部が作成する指定書等を警察署経由で申請者が受領することで、手続きが完了することとなる。

計4回警察署窓口を訪れる必要があり、約3週間程度の処理期間を要していた。

(3) 申請要領（オンライン化による申請手続き）

申請者は直接警察本部へオンライン申請を行うことが可能となり、警察署を経由することなく、受理書をデータで受領する。

その後、運輸支局等での手続きを経て、再度、警察本部とオンラインでのやり取りを行うことで、手続きが完了する。

オンライン化により、約1週間程度の処理期間を見込んでいる。

(4) 改正手続き

- ・ 公安委員会規則（山口県道路交通規則）の改正
申請書類の提出先に、山口県警察本部交通部交通企画課長を追加
- ・ オンライン申請の整備
やまぐち電子申請サービスへの搭載

(5) その他

- ・ 昨年1年間で、402件の手続きがあったことから、利便性の向上が見込まれる。
- ・ 当面の間、警察署窓口における受理も行い、今後の申請状況をみて、完全オンライン化への移行を検討している。
- ・ 警察署において30年間保存していた申請に関する管理簿を廃止し、管理簿は本部で一括管理とした。
- ・ 当該オンライン申請を活用できるよう、ホームページや関係機関を通じ周知していく。

旨の説明があった。

大田委員から、「オンライン化により、申請者は警察署に来署する必要がなくなり、窓口業務の合理化にも繋がる。手続きの省力化や見直しを継続し、その他の必要な業務に注力してほしい。」旨の発言があった。

今村委員から、「とてもよい取り組みである。現在の申請件数は多いと感じた。オンライン手続きに不安のある申請者がいる可能性があるため、当面の間、警察署窓口でも取り扱うことは良いと思う。公安委員会規則の改正手続きについて、今回の改正に加え、今後、完全オンライン化への移行する際は、さらなる規則の改正を行うのか。さらに、30年保存の文書は長期間であると感じるが、そのような資料が多くあるのか。」旨の発言があり、交通部長から、「完全オンライン化への移行となれば、規則の改正をもう1度行う必要がある。30年保存の資料は他にあるが、省力化できるものは省力化していく。」旨の説明があり、本部長から、「確かに保存年数は長い。その点について、行政処分に関する手続きであり、緊急自動車を所有するという事は、重要性の高い案件であるためである。これまでは厳格な手続きが必要であることから警察署で受け付け30年保存していた。現在は、更新手続きなど、定型的な手続きが増えている。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「様々な業務があるので大変だと思うが、業務の簡素化に努めてほしい。」旨の発言があった。

2 出水期に備えた災害警備諸対策の推進

警備部長から、

山口県内でも、昨年の県西部、一昨年の県東部と豪雨災害が発生している。

梅雨期及び台風期を迎えて災害発生が懸念される中、発災時の初動指揮体制の確立や受援体制の充実、現場対処能力の向上を図るため、関係機関と連携の上、各種訓練・施策を実施し、災害警備活動に万全を期すため諸対策を推進している。

(1) 推進状況

- ・ 初動体制の確立について

6月10日に県災害警備本部対処訓練を行った。豪雨や地震等の複合災害を想定しての訓練であった。

訓練により様々な課題が出たので、これから対処していく。

- ・ 受援体制の充実

1月の能登半島地震で、応援部隊の宿泊場所についての問題があった。これに対応するため、山口県が被災した際に、被災者への対応に加え、他県からの応援部隊の受入れに備え、6月12日に山口県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定を締結した。

(2) 災害対処能力の向上

- ・ 6月5日に、航空隊・機動隊と連携した3警察署合同災害警備訓練を実施
- ・ 6月11日に、管区機動隊と第二機動隊合同による災害警備訓練を実施
- ・ 5月21日～23日に、警察庁への映像伝送を含め、駐在所員による映像・画像送信訓練を実施

(3) 関係機関との連携強化

- ・ 5月26日に、県総合防災訓練への参加
下関市内で2会場に分けて実施し、自衛隊、消防、海上保安庁及び地元の自治会等が参加した。

倒壊しかけたビルに取り残された被災者を救出する訓練や、津波により転覆した船の乗員を海上保安庁及び山口県警察の警備艇が救出する訓練を行った。

- ・ 自治体や教育機関との防災教室、防災広報
山口警察署等が幼稚園児を対象に、交通安全教室と併せて防災教室を実施した。

(4) 今後の方針

これからも災害等が起きることが想定されるので、訓練を継続していきたい。旨の説明があった。

大田委員から、「梅雨の時期を迎え、災害に備えることは重要である。起こりうる全ての事態を想定することは難しい。今回、複合災害を想定したことは良い取組であり、様々な観点から検討が必要である。災害被害には地域性があり、山口県内においても山間部や沿岸部など地域ごとの特性があるので、それぞれの対策を検討しておく必要がある。有事の際は、県民の生命財産を守れるよう、しっかりやってほしい。」旨の発言があった。

今村委員から、「関係機関の連携強化について、幼稚園児に対して防災教室を実施したことは良い。幼児に対する交通安全教育は、親の協力を得るなどして対応できる部分があるが、突然の災害に対する備えは、幼児自身に教えていく必要がある。山口県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定について、災害時の応援派遣において宿泊場所の条件が良ければ活動の支援となる、さらに食事にも配慮があれば、災害復旧に対する職員の手も増すのではないか。」旨の発言があった。

弘永委員長から、「過去の震災を教訓に、今後の想定を行っていく必要がある。過去の教訓から今回の山口県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定を行うなど、山口県警が先手を打った対策を取っていることは評価している。有効な取組は継続し、災害があった場合は、県民のためになるよう取り組んでほしい。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者3人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者15人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他6人については、再呼出しとした。

(2) 運転免許の拒否事案

運転管理課長から、運転免許の拒否事案について報告を受け、処分を決裁した。

- (3) 審査請求の受理
運転管理課長から、令和6年5月28日付けで公安委員会が行った処分について、生活安全企画課長から、令和5年12月6日付けで公安委員会が行った処分について、それぞれ審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。
- (4) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名
運転管理課長から、令和6年7月3日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。
- (5) 公安委員会宛て文書への対応方針
公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。
- (6) 個人情報開示請求の受理及び決定方針
公安委員会会務官から、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報開示請求を受理した旨の説明を受け、了諾するとともに、対応方針の説明を受け、処分を決定した。
- (7) 審査請求の受理
警察県民課長から、3月6日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。
- (8) 審査請求に係る公文書の提示依頼
警察県民課長から、令和4年7月11日付けで警察本部長が行った2件の処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から開示決定等に係る公文書の提示依頼があった旨の説明を受け、決裁した。
- (9) 山口県道路交通規則の一部改正
交通規制課長から、7月1日施行予定である山口県道路交通規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

- (1) 山口県公安委員会事務の専決状況
運転管理課長から、5月中の運転管理課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、運転免許課次長から、5月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、5月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、5月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、5月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、5月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。
- (2) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の結果
公安委員会会務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査結果について、報告を受けた。
- (3) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況
人身安全・少年課長から、5月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。
- (4) 柔道剣道大会の実施
教養課長から、7月4日に開催を予定している令和6年度山口県警察柔道剣道大会の実施要領について、説明を受けた。
- (5) 監察関係業務報告
監察官室長から、6月県議会で報告する損害賠償事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。

第4 その他

第2の1の(7)は、弘永委員長及び大田委員により決裁した。